

保護者 様

足立区教育委員会
教育長 定野 司

学校再開後の「簡易昼食」の提供について

日頃より、学校給食の円滑な運営にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

6 月 1 日からの学校再開後、給食（昼食）については、当面は「簡易昼食」として提供してまいります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 「簡易昼食」について

- (1) 給食調理委託業者が学校の給食室で調理します。
- (2) 「丼もの」など、品数の少ない簡易な献立で提供します。
- (3) 通常の給食とは異なるため、本来の学校給食として摂取する栄養価の基準を必ずしも満たすことにはなりません。
- (4) 1 食単価は、小学校：200 円です。

【文科省通知（令和 2 年 5 月 22 日付）】

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～について』

学校給食（昼食提供）の工夫として、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立で提供するなどの工夫が考えられる。

2 分散登校期間について

- (1) 提供開始日は、6 月 4 日（木）からとなります。
- (2) 感染防止を図るため、配膳は調理委託業者と教員で行います（給食当番活動は行いません）。
- (3) 食物アレルギー対応のお子様は、分散登校期間は、昼食の献立に関わらず「簡易昼食」の提供は行いません。

分散登校期間は配膳の過程での感染防止を図るため、調理委託業者と教員が配膳を行います。そうした中では、正確な除去食対応が困難であるためです。

「安全」を最優先させていただき、食物アレルギー対応等のお子様は、お弁当をご持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- (4) 6 月 4 日から 19 日までの分散登校期間中の費用は、公費で負担いたします。

※ 食物アレルギー対応で、ご自宅からお弁当をご持参されるお子様には、「1 食単価×登校日数」分を支給します。

3 一斉登校が始まる6月22日以降について

- (1) 「簡易昼食」の提供は、8月末まで実施いたします（夏季休業期間を除く）。
- (2) 給食当番活動の実施を予定しております。
- (3) 食物アレルギー対応を開始します。
※ 学校とアレルギー面談をされていない場合は、面談の実施をお願いいたします。
- (4) 費用については、保護者の方々のご負担となります。

4 9月以降について

通常通りの学校給食を実施する予定です。

5 令和2年度の学校給食費の変更について

(1) 変更理由

令和2年4月及び5月の一斉臨時休校、当面の「簡易昼食」提供などを鑑みて、現時点で想定される学校給食費に変更します。

(2) 保護者負担額

	変更前		【変更後】	
	月額	年間徴収額・回数	月額	年間徴収額／回数 (R2.5.21 現在)
	4月～R3年3月 (11か月間)		6月～R3年3月 (10か月間)	
小(1、2年)	3,790円	41,690円・188回	3,740円	37,400円・172回
	3,900円	42,900円・193回		
小(3、4年)	4,210円	46,310円・193回	3,980円	39,800円・172回
小(5、6年)	4,420円	48,620円・190回	4,190円	41,900円・172回

※ 上表の保護者負担のほか、9月以降は1食あたり小学校25円・中学校31円の公費負担を加え、給食を提供します。

(3) その他

ア 上表の変更後の月額は、「簡易昼食（6月22日から8月末まで）」の費用も含めた年間徴収額を、6月から令和3年3月までの10か月間で毎月均等に負担していただくよう計算した給食費です。

イ 在校生の令和2年3月分の給食費は令和2年度に繰り越しているため、6月分等に充当していきます。(本校の口座引き落とし計画については、別途お知らせいたします。)

ウ 今後、自然教室等の欠食に伴い給食費が変更する場合は、令和3年3月等の給食費で調整いたします。

エ 就学援助や生活保護を受給されている世帯につきましても、上表の「変更後の月額」を支給し、年間給食費が変更する場合は令和3年3月等の給食費で調整いたします。

【問合せ先】 足立区教育委員会 学校運営部 学務課 学校給食係
電 話：3880-5975（直通）
FAX：3880-5606
E-mail：gakumu@city.adachi.tokyo.jp